

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第7号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年4月15日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成27年3月15日午前11時30分頃、幕別町忠類白銀町380番地10地先、町道白銀台線において、車道横断部のU字側溝上を相手方が運転する車両が通過した際に、損傷していた金物蓋が跳ね上がり、その衝撃により車両下部のセンターベアリングシャフトを破損する事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 139,795円

3 損害賠償及び和解の相手方

浦河町在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。